商品概要説明書　　－ コスモスマネープラン定期預金 －

2025年4月21日現在

項　　目	内　　容
商 品 名	自由金利型定期預金（M型）
愛称	コスモスマネープラン定期預金
ご利用いただける方	【退職金プラン】（お一人さま1回のみご利用可能） 退職金にて本定期預金をお申込みし、同時に株式投資信託（注1）、ファンドラップを お申込みの個人のお客さま ※過去に「退職金定期（旧 退職金プラン＜定期預金コース＞）」をご利用いただいた方もお取扱いできます 【相続資金プラン】（1回の相続につきお一人さま1回のみご利用可能） 相続により取得した預貯金にて本定期預金をお申込みし、同時に株式投資信託（注1）、ファンドラップを お申込みの個人のお客さま ※過去に「相続定期」をご利用いただいた方もお取扱いできます 【投信・ファンドラップ プラン】 ＜基本コース＞ 本定期預金のお申込みと同時に株式投資信託（注1）、ファンドラップをお申込みの個人のお客さま ＜新規資金コース＞ 新たなご資金（注2）で本定期預金をお申込みし、同時に株式投資信託（注1）、ファンドラップを お申込みの個人のお客さま ＜はじめてコース＞ 当行で株式投資信託（注1）およびファンドラップいずれもお申込みされたことがなく、 今回はじめてお申込みの個人のお客さま
お預入期間	３ ヵ月（ 自動継続扱い ）
お預入資金	【退職金プラン】 お受取り後2年以内の退職金 【相続資金プラン】 金融機関（当行以外の金融機関含む）での相続手続完了後2年以内に、相続により取得した預貯金 ※既に当行にお預入れの相続人さま名義の預金（相続によるものではない預金）は対象外となります。 【投信・ファンドラップ プラン】 ＜基本コース＞ 特に制限はありません。 ＜新規資金コース＞ 新たなご資金（注2） ＜はじめてコース＞ 特に制限はありません。
お持ちいただくもの	【共通】 ①本人確認資料 ②お届け印またはキャッシュカード 【退職金プラン】 ①退職所得の源泉徴収票 ※「退職所得の源泉徴収票」がお手元にない場合は「ご退職されたこと・ご退職日・退職金金額」が 確認できる書類をご提示ください。 【相続資金プラン】 ①金融機関での相続手続完了時期が確認できる書類 （例）金融機関等に提出した依頼書等の写し、被相続人名義の解約済通帳と計算書　など ②本商品の預入者が相続人であることが確認できる書類（預入者と被相続人のお名前が確認できるもの） （例）戸籍謄本の写し、検認済みの遺言書の写し、金融機関に提出した依頼書等の写し　など ③預入原資を相続により引き継いだことが確認できる書類 （例）金融機関等に提出した依頼書等の写し、検認済みの遺言書の写し、被相続人名義の解約済通帳と計算書　など
お預入方法	店頭のみ ※株式投資信託・ファンドラップのお申込みと同時お申込みに限定。
お預入金額	【退職金プラン】【相続資金プラン】共通 投資信託・ファンドラップを含めたお申込総額100万円以上（定期預金はお申込総額の50%以下） ※定期預金作成上限金額　5,000万円 【投信・ファンドラップ プラン】 ＜基本コース＞・＜新規資金コース＞・＜はじめてコース＞共通 投資信託・ファンドラップを含めたお申込総額50万円以上（定期預金はお申込総額の50%以下） ※定期預金作成上限金額　5,000万円
お預入単位	1円単位

（注1）　当行が店頭で販売する株式投資信託は一部対象外の商品あり

（注2）　新たなご資金とは現金でのお預入れのほか、お預入れ前月の応答日以降に新たに
お振込み、お預け入れいただいたご資金といたします。

千葉興業銀行

商品概要説明書　　－ コスモスマネープラン定期預金 －

2025年4月21日現在

項　　目	内　　容
お引出方法	元金は満期日以降、利息とともにお支払いいたします。
利　　息	
適用利率	【退職金プラン】　初回作成時のみ年利8.00%(税引後6.374%) 【相続資金プラン】　初回作成時のみ年利8.00%(税引後6.374%) 【投信・ファンドラップ プラン】 ＜基本コース＞　初回作成時のみ年利1.00%(税引後0.796%) ＜新規資金コース＞　初回作成時のみ年利3.00%(税引後2.390%) ＜はじめてコース＞　初回作成時のみ年利8.00%(税引後6.374%) ※特別金利は初回のみ適用され、自動継続後の適用金利は、継続日におけるスーパー定期(金額が300万円以上の場合はスーパー定期300)の3ヵ月ものの店頭表示金利を適用いたします。
利息計算方法	1年を365日として日割りで計算します。(付利単位 1円)
満期時利息の支払方法	下記のうちからお選びいただけます。 ・ 継続時にご指定の口座に自動入金する方法 ・ 継続時に元金に組み入れる方法
期日後利息	満期日から解約(継続)日の前日までの日数について、解約(継続)日の普通預金利率で計算した利息をお支払いします。
税　　金	2013年1月1日以降、2037年12月31日までの25年間復興特別所得税が課され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。 ただし、マル優をご利用の場合を除きます。
手 数 料	ありません。
付加できる特約事項	・総合口座のお取扱い 総合口座にセット(総合口座の担保とする)することができます。 【自動融資可能額】 担保定期預金の合計額の90%で、最高200万円 【貸越利率】 お預入利率　+0.50% ・マル優のお取扱い マル優の適用を受けられる方は、350万円まで非課税でご利用できます。
中途解約時のお取扱い	お預入日から解約日の前日までの日数について普通預金の金利で利息を計算して元金とともにお支払いします。
当行が契約している指定紛争解決機関	苦情処理及び紛争解決として一般社団法人全国銀行協会をご利用できます。 本商品にかかる問題等が解決しない場合は、下記にご相談・ご照会ください。 ●一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号　0570-017-109　または　03-5252-3772
その他参考となる事項	・その他のお取扱いはスーパー定期(金額が300万円以上の場合はスーパー定期300)に準じます。 ・自動継続後は、3ヵ月もののスーパー定期(金額が300万円以上の場合はスーパー定期300)として自動継続されます。 ・ちば興銀アプリおよびちば興銀ダイレクト(インターネットバンキング)でのお預入れ・ご解約はできません。 ・ちば興銀アプリまたはちば興銀ダイレクト(インターネットバンキング)でご購入いただいた株式投資信託は対象外とさせていただきます。 ・本預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ・金利環境の変化等により、今後予告なく金利の変更をさせていただく場合やお取扱いを終了させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。
ATM解約の取扱い	・本商品は、ATMでお預入れ・ご解約・解約予約はできません。
金利情報の入手方法	・金利は窓口へご照会いただくか、当行のホームページをご覧ください。

千葉興業銀行